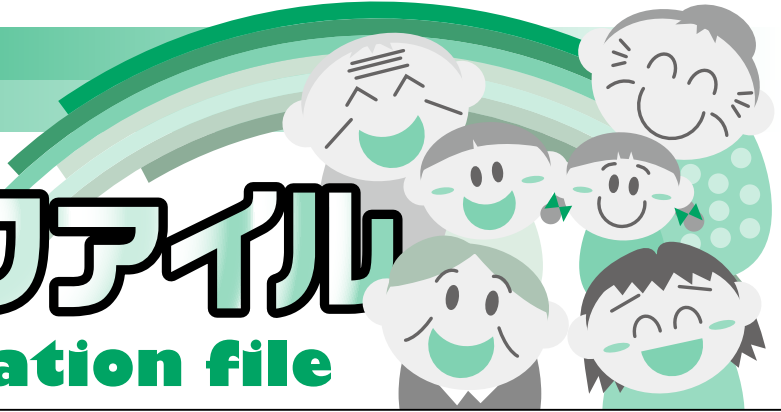


情報ファイル

Information file



国保

**国民健康保険税(国保税)
第1期・第2期は
仮算定による税額です**

国保税は年8回に分けて納めていただきますが、4月の時点では、前年中の所得金額などが確定していないため、平成27年度の国保税を算定することができません。

そこで、第1・2期の国保税は、仮算定の税額を納めていただきます。

◆仮算定とは

国保税は、加入者の前年中(1月1日～12月31日)の所得金額と、当該年度の固定資産税額をもとに計算します。

そのため、これらの金額が確定するまでは、暫定的に、平成26年度の国保税の、年税額の8分の1に相当する額を納めていただきます。
※年度の途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額

仮算定(第1・2期)の納税通知書は、4月中旬に送付する予定です。

もし、平成27年度の国保税が平成26年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、仮算定の税額の修正を申し出ることが出来ます。詳しくは、市民窓口グループへお問い合わせください。

国民健康保険 一部負担金の減免、 徴収猶予について

災害や、事業の休廃止などによって生活が困難になったとき、病院などの窓口での一部負担金(1～3割の自己負担額)の、減免などを行う制度があります。

◆対象の方

一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のいずれかに該当し、資産や能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合

- ① 震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡したとき、心身障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき
- ② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき

③ 事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき

※対象者本人からの申請があり、必要があると認められる場合、一部負担金の減免、徴収猶予を行います。

※条件により対象とならない場合があります。詳しくは、市民窓口グループへお問い合わせください。

問合せ先

市民窓口グループ
☎52-11111 (内線261・262)

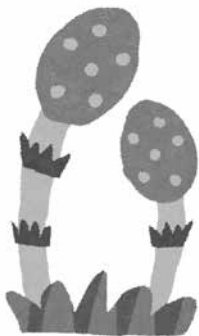
医療

後期高齢者医療保険料の 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き(特別徴収)される金額を4月の上旬にお知らせします。

申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月から8月までの年金からの天引き



市民窓口グループ
☎52-11111 (内線227・217)

では、平成27年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

相続・遺言贈与

【広告】

司法書士 相続対策本番!! 無料相談 刈谷駅徒歩3分



司法書士 今井裕司

やるなら今!! 早い対処で差がつく相続対策
★将来の相続が不安。対策して安心したい!!
★贈与と遺言どちらがお得か知りたい!
★認知と成年後見について詳しく知りたい!!

総計1000件超の相談実績! 詳細は「あいち相続」検索

※業務範囲: 司法書士法3条、29条1項1号に定める業務。事件着手後は費用発生。

刈谷市相生町2-29-2k-frontビル3階

あいち司法&相続 0120-130-914